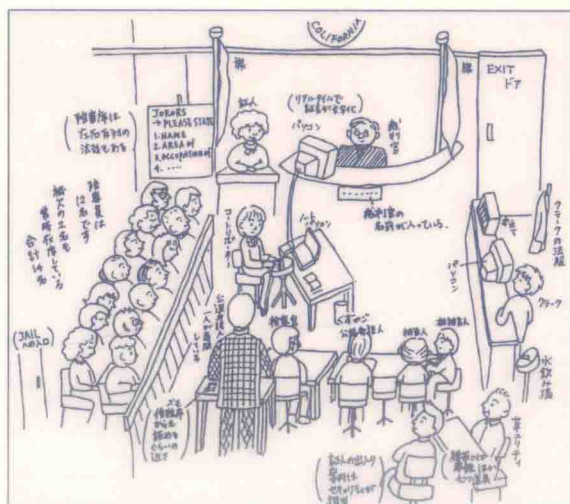


佐伯千仞・下村幸雄・丸田 隆 代表
「陪審制度を復活する会」編著

陪審制の復興 市民による刑事裁判



信山社
2168

佐伯千仞・下村幸雄・丸田隆 代表
「陪審制度を復活する会」編著

陪審制の復興

市民による刑事裁判



信山社

〈陪審制度を復活する会代表紹介〉

佐伯千仞（さえき・ちひろ）

立命館大学名誉教授・弁護士

下村幸雄（しもむら・さちお）

弁護士

丸田 隆（まるた・たかし）

関西学院大学法学部教授

陪審制の復興——市民による刑事裁判——

2000年（平成12年）7月10日 初版第1刷発行

編 著 陪審制度を復活する会

（代表 佐伯千仞・下村幸雄・丸田隆）

事務局 大阪市北区西天満3-8-13-401

樺島法律事務所内

電話06（6365）1847

e-mail mkabashima@msn.com



発 行 者 今 井 貴
渡 辺 左 近

発 行 所 信山社出版株式会社

〔〒113-0033〕 東京都文京区本郷 6-2-9-102

電 話 03（3818）1019

FAX 03（3818）0344

Printed in Japan.

© 佐伯千仞・下村幸雄・丸田隆，2000. 印刷・製本 松澤印刷・大三製本

ISBN4-7972-2168-2 C3332

はじめに

二一世紀を間近に控え、現在の日本の現状を憂え、今後の日本の歩むべき進路について、政治・社会そして経済のあり方を考えている人々に本書「陪審制の復興——市民による刑事裁判」を問いたいと思います。我々は市民による刑事裁判である陪審制の復興を主張します。

即ち明治以来、また戦後の長きにわたって継続して来た日本の政治・社会の発展途上国的な官僚主導型の体制を変革するきめ手として、一九二三（大正一二）年四月二八日、法律第五〇号に制定され、一九二八（昭和三）年から施行され、一九四三（昭和一八）年四月一日に「戦争終了後に再開する」という約束で停止されたままになっている陪審法を早急に改良・復活することです。

我々「陪審制度を復活する会」は、現在停止状態になっている陪審法を改良・復活し、陪審裁判を再び実施することを目的として、一九九五（平成七）年に結成された市民による団体です。

我々は、陪審制度を復活・採用することに四つの国民的意義があると考えています。

第一に、国民の司法における政治参加です。日本の政治・経済は明治維新以後、今日に至るまで官僚主導型で進められてきました。バブルの崩壊とその後の日本経済の低迷は、小手先の経済対策ではなく、官僚主導型の政治・経済運営を改め、根本的に「民」を「主」とする真の民主主義的制度の実現を我々に提起しています。陪審制度の復活・改良には、実質的な民主主義制度実現の代表的・象徴的意義があると考えます。

第二に、現在の刑事訴訟法の様々な欠陥是正のために、陪審制度の復活改良が不可欠であるという点です。

詳しくは本文をお読み願いたいのですが、「証拠能力」や「起訴状一本主義」といった戦後アメリカから導入されたすぐれた制度が、裁判官による官僚的な運用によって、本来の機能を崩壊させ、有罪指向の誤った裁判となっているからです。

第三に、有罪か無罪かに対する予断と偏見のない陪審員の評決の方が、いろいろな職業的拘束と有罪指向の予断にとらわれた裁判官よりすぐれているという点です。

第四に、陪審制度の復活・改良によって、裁判の迅速化と司法の効率性の向上がはかられ、無罪を獲得するのに甲山事件（二五年）、八海事件（一八年）、松川事件（一四年）のような長大な時間を要することがなくなり、迅速な判決がもたらされることになるという点です。

刑事裁判のあり方は、その国の政治・文化の水準を反映するものです。

本書のおおまかな構成は、以下の通りですが、当会の活動五年目を記念し、また一九九九（平成一一）年七月に設置された司法制度改革審議会の動きに合わせて企画され、早急に問題提起をするべきであると考え出版するものであり、本年三月一七日に日本弁護士連合会が、「陪審制度の提言」を採択し、活動を開始し始めたことにも対応しようとするものです。

第一部 陪審制度とは何か

第二部 シンポジウム「国民の司法参加——陪審制か、参審制か」

第三部 陪審あれこれ

第四部 陪審法の制定と停止の経過

第五部 世界の陪審裁判

第六部 「陪審制度を復活する会」陪審法改正案とそのコメント

第七部 資料

- ・ 第一部は、陪審制度の紹介と復活の必要性に関するもので、当会の基本的主張にあたるものです。
 - ・ 第二部は、一九九八（平成一〇）年一〇月一日に、参審制論者である東京大学名誉教授の平野龍一氏を迎えて、大阪弁護士会で行われたシンポジウムの詳細な傍聴記録です。
 - ・ 第三部は、当会の会員である弁護士や裁判官、あるいは裁判所書記官、司法通訳人が、現実の裁判の体験やアメリカの陪審制度の見聞などを報告しているものです。
 - ・ 第四部は、平民宰相と言われた原敬首相が、磯部四郎、花井卓蔵、鶴沢聡明、江木衷などの陪審論者と共に、陪審を提唱していく歴史的経緯や陪審法制定過程における論議、戦前の陪審制度の実施状況、戦後における復活阻止の経過など、従来になかった研究の報告です。
 - ・ 第五部は、世界の陪審制度の歴史や、現在の状況の紹介です。
 - ・ 第六部は、当会の「陪審法改正案」を停止陪審法と対照させ、それに関するコメントを付しています。
 - ・ 第七部は、「オレゴン州の陪審員のためのハンドブック」等の翻訳等の資料です。
- 本書ではあたかも陪審裁判における陪審員しながら、執筆に参加しているメンバーが自分の立場に立って、多様な意見を率直に述べており、面白く呼んでいただけたと思いますので、是非通読をお願いしたいと思います。しかし、面白いなと思われるところから適宜読んでいただいても全く構わない編成になっています。

本書に関するご意見、ご感想を当会までお寄せ下されば幸いですし、ご一緒に活動して下さることを強く

希望します。

事務局の向井明代氏には、原稿の清書から校正刷のチェック等に到るまで、文字通り「縁の下」での作業をお願いしました。献身的とすら言えるその働きのおかげでどうにか完成に漕ぎつけることができました。ここに記してその労に深謝したいと思います。

最後に本書の出版に当たっては、信山社の渡辺左近氏にお世話をいただきました。ここにお礼を申し上げます。

二〇〇〇（平成一二）年五月

陪審制度を復活する会

事務局 樺島正法（弁護士）

目次

はじめに

第一部 陪審制度とは何か

1	陪審制度復活の必要性	2
(1)	陪審制度の概要	2
(2)	日本における陪審制度	3
	〔コラム〕 大正陪審法	4
(3)	現在の刑事裁判の問題点	6
	〔コラム〕 二号書面と戦時刑事特別法	8
	〔コラム〕 甲山・八海・松川事件	11
(4)	陪審制度復活の必要性	12
(5)	陪審裁判の復活の国民的意義	16
	〔コラム〕 岩手の放火事件	18
2	陪審裁判の内容	23

第二部

シンポジウム「国民の司法参加——陪審制か、参審制か」

(1)	陪審制度を採用すると裁判官による裁判はなくなるのか	23
	〔コラム〕 アメリカの制度の例	24
(2)	陪審員を決める手続	25
(3)	陪審員の忌避について	26
(4)	陪審法廷以前に行われる手続	26
	〔コラム〕 アメリカの公判前手続	28
(5)	陪審法廷の進め方	29
	〔コラム〕 アメリカの場合	29
(6)	陪審員の評議の方法や評決の方法	33
(7)	陪審の評決の裁判官に対する拘束力	35
(8)	陪審裁判の証拠法上の特質と利点	35
(9)	証拠能力のない証拠と陪審法廷における取り扱い	36
(10)	陪審判決に対する上訴	37
	〔コラム〕 ミランダ判決	37
(11)	参審制度について	38
(12)	参審制論の弱点	40

1	はじめに	44
2	開会の挨拶	44
3	「参審制度」基調報告	44
4	「陪審制度」基調報告	46
5	「陪審制度」基調報告へのコメント	50
6	質疑応答	50
(1)	憲法と陪審法の歴史的経緯	50
(2)	検察審査会と日本人の国民性	55
(3)	司法改革と陪審・参審	58
(4)	陪審論と参審論	62
7	閉会	67
第三部 陪審あれこれ		
	陪審制度のもとにおける裁判官	森野俊彦
1	はじめに	70
2	陪審制の採用と裁判官の仕事の変容	72
3	陪審裁判における裁判官の役割	73
(1)	陪審裁判自体の重要性を知らせる責務	73

(2)	法廷及び訴訟手続きの主宰者としての裁判官	75
(3)	当該事件におけるもつともふさわしい解決の提案者	77
(4)	法曹の先輩としての教育者としての役割	78
4	終わりに	78
	陪審制と速記そしてリアルタイム反訳	80
	陪審勉強会ツアーに参加して	83
1	アメリカ西海岸で	83
2	陪審法廷——これぞ民主主義	84
3	陪審法廷と速記	85
4	ハワイの陪審法廷で	86
5	陪審法廷の復活を	88
	アメリカの陪審法廷の印象	90
	オレゴン州陪審法廷見学記	92
	ハワイ陪審見聞記 “オール・ライズ・フォー・ジュリー”	95
	第四部 陪審法の制定と停止の経過	
	大正陪審法制定記——政治史の視点から——	104
	石渡照代	80
	岡田義雄	83
	松本健男	90
	渡辺花子	92
	小出一博	95
	太田雅夫	104

1	はじめに	104
2	『陪審制度の話』	105
3	日本における陪審制論議	107
4	陪審制をめぐる在野法曹と政友会	110
5	陪審制にかける原敬の執念	113
6	法制審議会の陪審制度綱領	115
7	枢密院の陪審法諮詢案審査	120
8	帝国議会の陪審法制定過程	124
9	大正デモクラシーと陪審法	130
10	むすび	133
	〔コラム〕 治罪法審査修正案	135
	大正陪審法の制定過程における論議	140
	1 第一部 陪審法案（大正一二年案）審議録	140
	2 第二部 陪審法案（大正一二年案）審議録	148
	大正陪審法は失敗したという議論について	163
	1 大正陪審法の実施状況について	163
	2 大正陪審法に対する評価	165
	阪村幸男	

3	大正陪審法の審理の実態……………	169
4	むすび……………	173
陪審制度に対する反対論と戦後における復活の阻止…………… 阪村幸男		
1	はじめに……………	175
2	明治時代——ボワソナードと井上毅……………	176
3	大正時代——原敬と陪審法との関係……………	177
4	戦時時代……………	178
5	新憲法時代……………	180
(1)	司法部内の陪審制復活反対論……………	180
(2)	裁判所法の成立と陪審法制……………	183
(3)	現行刑事訴訟法の下における陪審否定の動き……………	184
(4)	陪審制と誤判防止論との関連性……………	185
第五部 世界の陪審裁判		
陪審裁判の歴史——その形成と発展…………… 松本裕幸		
1	イギリスとアメリカの陪審制度……………	192
(1)	陪審の起源……………	192
(2)	陪審の成立と発展……………	194

現代世界の陪審裁判の状況	204
指宿 信	204
1 アメリカ合衆国	204
2 その他の国々	205
3 陪審制と民主主義——アメリカを例にして	206
4 陪審選定手続	206
(1) 陪審員有資格者	206
(2) 陪審員候補者と選定	207
(3) 陪審の政治的性格	209
5 陪審員の判断と民主主義	210
(1) 裁判官の価値判断と陪審の価値判断	210
(2) 陪審の価値判断の例	212
(3) アメリカの独立と陪審制	196
2 ヨーロッパの陪審制度	197
(1) フランス革命以前の裁判制度	198
(2) フランス革命と陪審制度	198
(3) フランスの陪審制の変遷	200
(4) ドイツの近代化と陪審	202

6	陪審と社会	214
7	結びに代えて	214
第六部 「陪審制度を復活する会」陪審法改正案とそのコメント		
	「陪審法改正案」・「陪審法」	218
	陪審法改正案のコメント	258
	佐伯千仞	
第七部 資料		
	陪審員のためのハンドブック（オレゴン州）	270
1	陪審による裁判	270
2	オレゴン州からのご挨拶	270
3	雇用の保障	271
4	陪審員補償	272
5	陪審任務の辞退	272
6	特別なニーズのある陪審員	273
7	差別禁止	273
8	陪審員の資格	273
9	陪審員の任期	274

10	裁判所と陪審の役割	274
11	陪審員の選定	276
12	陪審員の公正	277
13	陪審員の忌避	277
14	質問に答えること	279
15	陪審の確定	279
16	訴訟と陪審の種類	280
17	公判	282
18	証拠	283
19	証拠に対する異議	283
20	裁判官席での協議と待ち時間	284
21	陪審員の行動	285
22	陪審室での行動	287
23	上訴	289
	文献案内	291
	映画・ビデオ案内	293
	あとがきにかえて——素人と玄人の陪審裁判にかけるもの	295

第一部 陪審制度とは何か